

## 松本市海外留学生奨学基金条例施行規則

平成元年4月1日

規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、松本市海外留学生奨学基金条例(平成元年条例第5号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学生奨学金申請書(様式第1号)
- (2) 推薦書(様式第2号)
- (3) 申請者及び親の住民票の写し(申請者及び親が住民基本台帳の閲覧に同意しない場合に限る。)

(申請対象者)

第3条 奨学金を申請できる者は、その年度内に留学する者とする。

(給付人数及び金額)

第4条 奨学金の給付人数及び給付金額は、予算で定める範囲内とする。

2 前項の給付は、一人一回限りとする。

(書類の提出)

第5条 奨学金の給付が決定した者(以下「奨学生」という。)は、別に指示された期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第3号)
- (2) 留学先の入学許可書又は留学を受け入れることを証明する書類の写し

(奨学金の給付)

第6条 市長は、前条に規定する書類を受理し適当と認めるときは、奨学金を一括して給付する。

(届出等の義務)

第7条 奨学生は、留学を中止したときは、保証人の連署の上、速やかに海外留学中止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 奨学生は、帰国後速やかに海外留学実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月12日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第58号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月26日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

海外留学生奨学金申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者(留学予定者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

松本市海外留学生奨学金基金条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者について

氏名	ふりがな	年 月 日生
		( 歳)
高等学校 第 学年在学中		

2 海外留学について

留 学 先	(国名)	(学校名)
留学の目的 (具体的に)		
留学をするに当たり、特に自己努力した事		
留 学 期 間	年 月 日～	年 月 日
滞 在 先		
費用概算	資金内訳	経費内訳
	自 費 円	学 費 円
	他に受ける奨学金 円	生活費 円
	その他 円	旅費(往復) 円
		その他 円
合 計 円	合 計 円	
国内連絡先	氏名	(電話) — —
留 学 経 験	・初めて ・ 回目((内容) )	

私(申請者)及び親の住所を確認するため、市長が住民基本台帳を確認することに同意します。

申請者氏名(自署) \_\_\_\_\_

親氏名(自署) \_\_\_\_\_

※同意されない場合は、申請者及び親の住民票の写しを提出してください。



様式第3号（第5条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

（宛先）松本市長

本 人	氏名	_____
	住所	_____ _____
連帯保証人	氏名	_____
	住所	_____ _____
	続柄	_____

私は、松本市海外留学生奨学金の給付を受けるに当たっては、松本市海外留学生奨学基金条例、同条例施行規則を遵守することを誓約します。

様式第4号（第7条関係）

## 留 学 中 止 届

年 月 日

（宛先）松本市長

本 人	氏名	_____
	住所	_____
		_____
連帯保証人	氏名	_____
	住所	_____
		_____
高等学校長		_____

下記のとおり留学を中止したため届け出ます。

記

1 留学予定期間

2 理由

様式第5号（第8条関係）

## 海外留学実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

本 人 氏 名  
住 所

下記のとおり海外留学について報告します。

記

1 留学先 国名

学校名

2 留学期間（帰国日）

3 留学内容

上記留学を証明する、留学先の学校の証明書を添付してください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)